

今日、そしてこれからの教育行政の視点

市毛正仁

北里大学看護学部

要旨

新たな学習指導要領の柱として連綿と受け継がれる「英語教育」について、教育施策としての視点の妥当性や課題を検証し、あるべき姿を考察する。次期学習指導要領の内に潜むもの、グローバル教育を演繹する論理やAI社会の未来予想の蓋然性、そのなかで見過ごされがちなものにも目を向けながら考察していく。教育行政が内包する構造的課題についても触れる。

キーワード：教育施策、学習指導要領、英語教育、国語、グローバル化、AI、発達障害

1 はじめに

今、我が国の教育施策に求められるのは、財界・企業からのリクエストに基づく安易な近視眼的な対症療法ではなく、冷徹なリアリズムに基づく未来予想と、更にそこから演繹される教育的必要因子の洗い出しと、実行のための方法論である。これらを大胆かつ細心に追求しなくては、我が国の将来に亘る発展、身近な言葉で言えば一人ひとりの幸せの継続・発展は望めない。

本稿では、現行並びに次期学習指導要領を、「次代に生きる子ども達」を育成するという視点から検証し、繰り返し改革の柱として顕れる「英語教育」に焦点を当てながら、改めて、今日、そしてこれからの我が国の教育行政施策に求められる視点を提言するものである。

2 学習指導要領の悲願

2.1 次期学習指導要領の装い

小学校を皮切りに、平成32年度から改訂される次期学習指導要領も、既にその内容が公開され、パブリックコメントを経て、あとは全面実施を待つばかりとなっている。その目指すところ及び実現を担保する仕掛けを確認すべく改めて次期学習指導要領の基盤となっ

た平成27年度の「論点整理」、そして平成28年度の*「審議のまとめ」を見てみると、来るべき社会を見据えて、多角的な視点から、これからの教育に求められるものを明示している。しかし、次期学習指導要領の実施に向けての具体的な動きを注視すると、その力の入れようから、多角的な視点の衣を纏ってはいるものの、その骨格に文部科学省の歴史伝承的とも積年の悲願とも形容し得るある具体的施策——「英語教育の強力な（本気の）推進」が透けて見えてくる。

■次期学習指導要領等に向けたこれまでの*審議のまとめ（目次）

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

1. これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状
2. 2030年の社会と子供たちの未来
3. 子供たちに求められる資質・能力と教育課程の課題。
4. 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」
 - (1) 「社会に開かれた教育課程」の実現
 - (2) 学習指導要領等の改善の方向性
 - ① 学習指導要領等の枠組みの見直し
 - ② 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現。
 - ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）
5. 何ができるようになるか－育成を目指す資質・能力
 - (1) 育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方
 - (2) 全ての教科等や諸課題に関する資質・能力に共通する要素
 - (3) 教科等を学ぶ意義の明確化
 - (4) 教科等を越えた全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力
 - (5) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
6. 何を学ぶか－教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成
7. どのように学ぶか－各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実
8. 子供一人一人の発達をどのように支援するか－子供の発達を踏まえた指導
9. 何が身に付いたか－学習評価の充実
10. 実施するために何が必要か－学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策

- (1) 「次世代の学校・地域」創生プランとの連携
- (2) 学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備
- (3) 社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施

2.2 国民的英語教育の淵源

昨今のグローバル教育の錦の御旗を掲げた英語教育の推進は、戦後、間もなくの*「米国教育使節団報告」のなかであって、GHQ占領下における実質的な植民化施策の一つとして推進された「ローマ字教育」と通底するものが感じられる。幸いにして、ローマ字は一般社会、国民生活における言語活動で主流を占めることはなかったが、ローマ字普及の施策の流れを勢いづけた当時の桎梏から、今日、なお解き放たれていないように思われる。

■ 「米国教育使節団報告（第一次）」（昭和21年11月31日 要旨抜粋）

国語の改革 国字の問題は教育実施上のあらゆる変革にとって基本的なものである。国語の形式のいかなる変更も、国民の中から湧き出てこなければならぬものであるが、かような変更に対する刺戟の方は、いかなる方面から与えられても差しつかえない。単に教育計画のためのみならず、将来の日本の青年子弟の発展のためにも、国語改革の重大なる価値を認める人々に対して、激励を与えて差しつかえないのである。何かある形式のローマ字が一般に使用されるよう勧告される次第である。適当なる期間内に、国語に関する総合的な計画を発表する段取にいたるよう日本人学者・教育指導者・政治家より成る国語委員会が、早急に設置されるよう提案する次第である。この委員会はいかなる形式のローマ字を採用するかを決定するほか、次の役目を果すことになろう。すなわち

- (一) 過渡期における国語改革計画の調整に対する責任をとること。
- (二) 新聞・雑誌・書籍およびその他の文書を通じて、学校および一般社会ならびに国民生活にローマ字を採用するための計画を立てること。
- (三) 口語体の形式をより民主的にするための方策の研究。

※文中の下線は、市毛による。以下、同じ。

3 グローバル化という名の国民的英語教育が意味するもの

現在、文科省の執念とも言うべき「使える英語」教育の推進は、マスコミも巻き込んで一大潮流の体をなし、それに抗うことを許さないまでに勢いを得ている。が、改めて想像してみるに、その教育施策の効果が発現する「完成年度」に招来する社会の様相と、そこで生きる嘗ての子どもが身に付けた「生きる力」とは、どのようなものなのであろうか。

AIの進歩は、現在の見立て通りに限定的で、人間に取って代わる職種が過半を占めているとしても、まだ人間のレゾナントルは健在であり続け、英語でディベートできる日本人が、その能力故にグローバル人材たり得て、グローバル化した世界で活躍しているのであろうか。多大な時間と労力と資金を投入した英語教育は、その代償としてスクラップした読書や理科の実験や体験によって培われたであろう沈黙思考する能力や創造力、豊かな情感、そして逞しさ、これらを補って余りあるものなのか、少なくとも同等レベルの存在感を示せるものなのであろうか。

3.1 学習指導要領が描く絵

「私たちは、ある国に住むのではない。ある国語に住むのだ。祖国とは国語である。」と言ったのはルーマニアの思想家エミール・ミシェル・シオラン（仏名：Émile Michel Cioran, 1911年－1995年）の言葉だが、今更、改めて言及することもなく、言語はコミュニケーション・ツールとしての機能ばかりでなく、人の思考を支配し国家、文化、引いては文明を形づくる。

現在の我が国の高校への進学率が98%を凌ぐことに鑑みれば、次期学習指導要領における科目・英語の目指すところは、簡潔に言えば「普通の国民が普通に英語を喋る。」ことであり、万が一にも、それが成就した暁には、日本人の思考・文化から「日本」というアイデンティティーがかなりの程度、毀損されることに他ならない。

また、同時に、このことは、平成22年度の「産学人材育成パートナーシップグローバル人材育成委員会」や翌23年度の「産学連携によるグローバル人材育成推進会議」が発表した「産学官によるグローバル人材育成のための戦略」に謳われていて、その後の中教審答申や学習指導要領の策定に色濃く反映された、*「グローバル人材」が定義づける3つの柱の一つである「日本人としてのアイデンティティーを育む」ことへの自家撞着に他ならない。

■ 「グローバル人材」の概念

(出典) 「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」(2011年6月) グローバル人材育成推進会議

- 要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力
- 要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
- 要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

もっとも、英語教育が学習指導要領の眼目となるには、それを支える次のような土壌が我が国の国民的なコンセンサスとして広く存在するからである。

- ・我が国におけるグローバル化の潮流の是認
- ・「グローバル人材 = 英語ができる人」との世間一般に受け入れやすい思い込み
- ・注目されやすい英語教育
- ・なかなか達成されない英語習得目標

学習指導要領の示す法的拘束力及び高校への進学率が98%を凌ぐこと、この合一が実際に示すことは、例えば若者がたむろする渋谷のセンター街において、無作為に100名ほどの二十歳前後の若者をピックアップして、いくつかのグループに分ければ、*時事問題や社会問題を英語でディベートできるということになる。このこと自体、俄かには信じ難いが、仮にそのようなことが可能だとして、では、一体、若者たちが母国語でなはな英語をわざわざ使っている議論とは何なのであろうか。いや、将来、海外に行って仕事等を使うことがある、と主張するのであれば、100人のうち98人以上が将来、海外で仕事をするという蓋然性の根拠は何なのであろうか。あるいは、ここ数年の外国観光客の急増や、3年後の東京オリンピック時に来日する海外からの観光客とのコミュニケーションに役立つというのであれば、中・高の6年間、次期学習指導要領では小学校における英語の教科化も既定路線とされているので、少なくとも小・中・高の8年間という長期に亘って、時間と労力と税金を投入して、道案内や観光案内、取るに足らぬ挨拶代わりに英会話を国民にさせることが目標なのであろうか。

文科省の担当者は、英語の活用能力に係る到達目標はあくまでも目標、いわば理想であって、本当に実現できるなどとは考えていないのかしらんと穿った見方も、あながち一笑に付すことはできない本音の部分かもしれないとさえ思えるのである。

■小・中・高を通じた目標及び内容の主なイメージ

高等学校—目標—英語等の目標—改善例

(英語教育の在り方に関する有識者会議報告書別添資料 平成26年9月)

各科目において、英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、科目ごとに養うコミュニケーション能力を設定する。

<基礎科目（選択科目）>

○身近な話題について、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことができるようにする。

<必修科目>

○日常的な話題や自分の関心のある分野について、情報や考えなどを、的確に理解したり英語話者が理解できる程度の英語を用いて適切に伝えたりすることができるようにする。

<選択科目>

○時事的な話題や社会問題などについて、情報や考えなどを、的確に理解したり英語話者が理解できる程度の英語を用いてある程度流暢に伝えたりすることができるようにする。

○時事的な話題や社会問題などについて、情報や考えなどを、的確に理解したり英語話者が理解できる程度の英語を用いてある程度流暢に伝えたりする能力を更に伸ばし、社会生活において活用できるようにする。

○日常的な話題や自分の関心のある分野について、スピーチやプレゼンテーション等の場面において、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることができるようにする。

○時事的な話題や社会問題などについて、ディベートやディスカッション等の場面において、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることができるようにする。

○海外での生活に必要な基本的な表現を使って、幅広い話題について会話することができるようにする。

3.2 文科省の思惑

要は、次期学習指導要領に限った話ではないが、「グローバル教育」が標榜され、爾来、文部科学省は改訂のたび毎にある種の危機感を持って英語教育の必要性を説き、学習の深

化を図って来たが、実質的に「国民皆学」の視座、及び実現性を見取りを意図的に疎かにしてきたと思量されうる教育施策を立案・実施してきたのではなかろうか。更に踏み込んで言えば、予め、そのような目標は到達不能であると見切った上で学習指導要領を提示したのではないかとさえ思われかねない。達成されない到達目標であれば、その実現に向けて、教育施策として繰り返し使い回しができ、国連の提唱する持続可能な開発（SD：Sustainable Development）の響に倣えば、「持続可能な教育施策」（SEM：Sustainable Educational Measures）とさえ名付けられるかもしれない。

4 情報教育と理科教育

4.1 AI到来社会の見切り

近年におけるICTの指数関数的な進歩と、それに歩みを合わせた社会インフラの整備に伴って、近年、「情報化教育」への言及や、その喫緊の重要性が学習指導要領策定に係る議論に取り上げられることも多くなってきた。

昨今、指摘されることの一つに、ATと人間との差別化がある。ATの能力は日進月歩で、2045年には人間の能力を凌駕するシンギュラリティー（特異点）に達する、今後10～20年後には現在、我が国にある職業のほぼ半数が技術的に人工知能で代替可能になる（2015年野村総合研究所）、などの近未来予想がマスコミを賑わすようになって、そのようないわば人間にとって厳しい時代に生き残るためにはどのような「生きる力」を身に付けさせるべきかが教育議論の俎上に載ることも珍しくなくなってきた。大方において、その議論は「過去のデータの蓄積に基づく思考・判断では、人間はAIに及ぶべくもないので、AIにはできない想像力や豊かな感性に基づく新たな発想によって創り出されるイノベーションこそ人間の目指すべきものであり、これからの教育の方向性を示唆するものである。」との結論を見るに至る。

しかしながら、想像力や豊かな感性といった人間としてのレゾン・デーテルを担う脳の働きも、元を辿れば脳細胞のシナプスにおける電気信号のやり取りであって、これまで140億個と言われる脳神経細胞の桁違いの数の多さ故にコンピューターと雖も及ばない有機体であり人間が人間である拠り所とされてきた。畢竟、数という物理量の問題であるならば、それが人工物にとって代わられるのは時間の問題であり、テクノロジーの加速度的進化を考えれば、「機械などに取って代わられたくない」という人間としての心情は別として、AIが限りなく人間に近づくのも、そう遠い未来ではないと考えることの方が理に叶っているのではないだろうか。即ち、AIに適用限界を設定することは、恐怖心がなせる人間の願望と、冷徹な現実との倒錯であり、実際には、究極的には人間の精神の領域であるところの感情や情緒においてさえAIに取って代わられる可能性が大であり、最早、AIの

活動領域に聖域はないというのが本当のところであろう。

AIによる職業の浸食に象徴される現代・近未来文明への反応として、18世紀にイギリスで起きた産業革命後のラッダイト運動（機械打ち壊し運動）も、行き過ぎた機械化による人間の疎外に抗する動きであり、その例に従えば、AIによる進化・発展から距離を置く、更には意識的に抑制・停留させることは、将来の人間の生存空間を確保する一つの選択肢（AIに代表されるコンピューターの進化・発展による多くの職域からの人間の排除阻止）となり得ようが、ラッダイト運動の歴史が示すように、時代の大きな潮流をせき止めることはどうやらできない相談のようである。利便性に抵抗することは「欲」を持つ人間の属性からして勝ち目のない闘いなのかもしれない。

4.2. AI到来社会から取り残されるもの

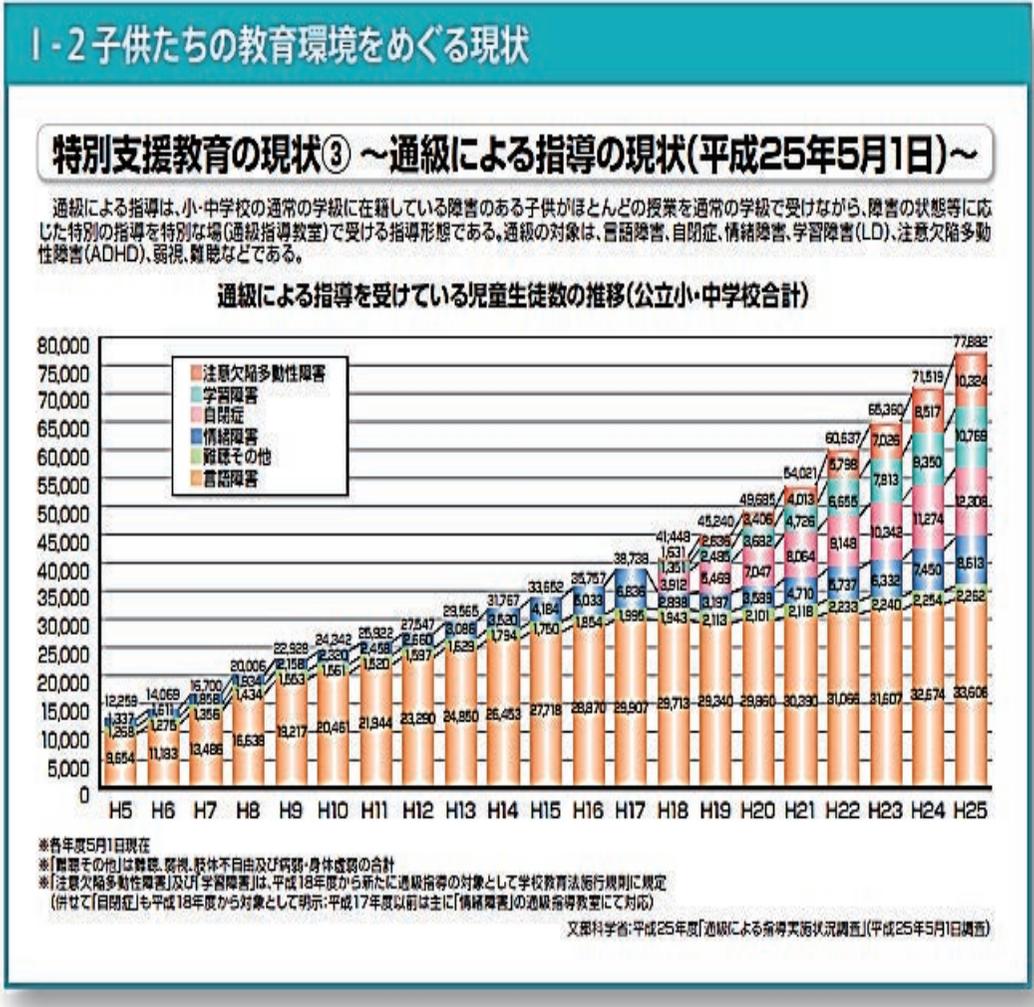
子ども達が生きていく社会環境が、どのようなものになるにせよ、ICTやAIの進化・発展という抗いがたい強烈な社会のインパクトは、学習能力における優勝劣敗という一様性を強く決定づけ、学習能力の程度や個の多様性を受け入れる幅という余裕を急速かつ容赦なく削ぎ落としていく。次期学習指導要領の次、更にその次ぎ、すなわち10年後、20年後に施行されるであろう学習指導要領において思量すべき要点の一つを正にここに見て取るべきなのではないだろうか。

将来、AIの開発・運用等に携わる可能性のある理数的資質・能力に恵まれた子どもばかりでなく、文系や職人的技術分野で活かすべき資質・能力を有する子ども、更には「勉強ができない」子ども、こういった子どもが、どのような分野に進んでも、自己肯定感・自己有用感を持って社会に出て自立できるように、自己指導力や自立能力、社会性の獲得などの「生きる力」を育むことこそが、学習指導要領が版を重ねる毎に、強く求められる要点ではないだろうか。

4.3 発達障害を抱える児童・生徒の進路保障

進路の多様性の確保は、全ての学級に一定数は在籍するとされている発達障害を抱える児童・生徒の進路保障に直結する。（平成24年度文科省による義務教育対象の調査によれば、6.5%の児童・生徒が「学習面又は活動面で著しい困難を示す」とされている。）発達障害の態様や程度は千差万別ではあるが、一見するといわゆる健常児と見分けがつかない比較的障害の程度の軽い児童・生徒も多い。このような層にいる児童・生徒は、自己実現や社会的自立のための*適切な支援を十分に受けることができずに教育期間を終え社会に出ることになれば、発達障害について必ずしも理解があるとは言えない世間一般からは、障害の程度の軽さ故にそうと認識・受容されず、「しょっちゅう遅刻する。」「片付けられない。」「仕事が間に合わない。」などのマイナス評価を受け、解雇・転職を余儀なくされ、

定職に就くことが出来ず、社会的自立が困難となる。



本稿の主旨とはやや離れるが、実際、学校教育の現場においても、特に「合理的配慮」が実質的に努力義務に留まる私立学校においては、未だに発達障害に係る無理解が散見されることは指摘しておかなくてはならない。入学案内等の文書にすることは慎重に避けながらも、説明会の場において口頭で「なお、本校は発達障害の子どもに対する対応は行っておりませんので、ご承知おき下さい。」などと言及し、*「障害者差別解消法」に抵触しかねないような、いわば門前払いを行っている学校さえある。このような状況を根絶するには、公立・私立の別を問わず悉皆で「合理的配慮」の実施状況、併せて、それを必要とする児童・生徒の正確な把握に留らず、児童・生徒募集に係る説明会等での実質的排除に結びつくような言辞の禁止等を省令に基づき告示等すべきである。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

5 方法論について

学習指導要領に謳われている目標や育むべき能力は、それ自体、よく練られたものではあるが、時代に合わせた表現の更新はあるものの、歴代の指導要領に代々受け継がれてきた、いわば学習指導要領の「不易」の部分が多く存在すること、換言すれば、教育目標がなかなか達成されないことの理由はどこにあるのかといえ、学習指導要領は多方面からの指摘・批判をかわすべく、社会的・教育的な時代のニーズにあらゆる面で応えようとするために総花的な内容とならざるを得ず、その結果、観念論が先行し、具体化の道筋が脆弱であるからに他ならない。

例えば「体験学習」の重要さは既にゆとり教育の時代から中教審答申でも指摘されてきたところではあるが、その実行を担保する「仕掛け」の部分においては、家庭や地域に期待し、教育施策レベルとしての全国的展開に及ぶ具体的教育活動には結びついていない。

また、理数教育に関する児童・生徒の関心の低下を指摘はするものの、体験活動同様、現場任せとなりがちで、その改善を担保する具体的施策・活動は実質的には願望の域を出ない。

地域との連携についても一般論に終始し、例えば、通学区域（地域）一つとってみても、小学校・中学校・高等学校では学校を中心とした同心円の拡がりの差異は大きく、このこ

とは例えば、防災活動における地域との連携の内容を大きく規定するにも拘わらず一律に「地域との連携」という言葉で括られている。近くはコミュニティースクールの活性化についても学校種の異同を抜きに論じられるなど、実効性の担保という具体化の道筋の脆弱性が見て取れる。

6 改めて教育行政に求められるもの

これまで英語教育を中心に、次期学習指導要領に内在する課題を示してきたが、では、「2030年の社会と子供たちの未来」に向けて、学習指導要領として具体的にどのような方向性を持たせればよいのだろうか。

6.1 カリキュラムの内容とバランス

初等教育においては、深い思索を可能にする母体となる母国語の陶冶を第一に、読書習慣を身に付けさせるべく国語の時間の確保、自然科学分野に対する興味・関心を惹き起こす実験・観察主体の理科教育の拡充、創造性を育む感性・情感を養うための芸術や自然に触れ合う経験の蓄積。中等教育においては、加えて、論理性を身に付けさせるための数学教育。忘れてはならないのは、初等・中等教育を通じて、発達段階に応じた身体を動かす機会の十分な確保などである。これらの内容は、特に重点を置いて取り組むべきとの認識を新たにすべきものである。

6.2 方法論として

教育施策の実行を担保するには、学校という既存の組織・施設を活用すること、即ち、学校現場で取り組み可能なスタイルで、新たな実施導入を図ることが肝要である。

一例を挙げれば、「開かれた学校づくり」の延長として、今後も加速度的に増え続ける*高齢者を活用して、簡単な資格審査（試験）を実施した上で、放課後などに学習の遅れがちな児童・生徒への個別指導に当たらせるなどは、単に文部行政の視点からだけでなく、高齢化対策の一環として厚労省所管の大きな課題解決にも資するものである。

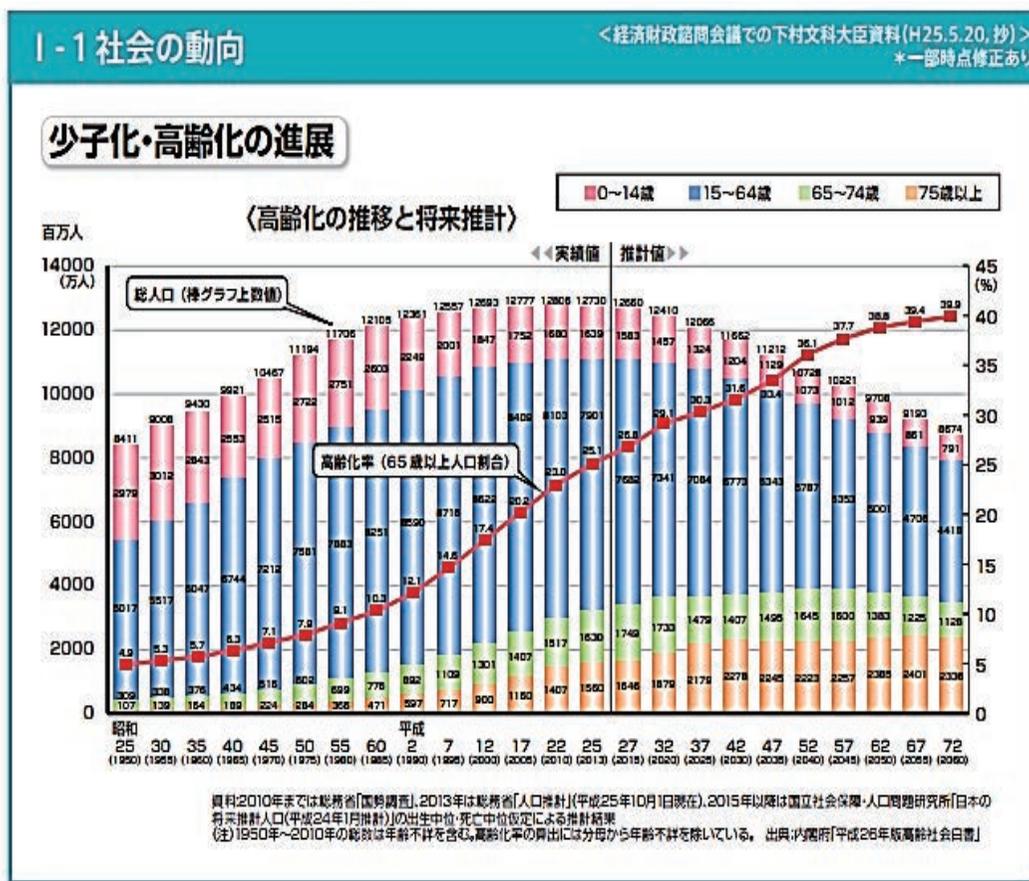
6.3 議論の軸足

我が国の将来像を描くとき、なぜ英語教育に過度に軸足を置く教育施策が繰り返し出現するのかを考えると、明治以来の「劣った我が国、進んだ欧米」といった構図が宿痾のように我々の脳裏に刷り込まれているからではないであろうか。

しかしながら、*超高齢化社会の到来一つをとってみても、世界的にも先例のない深刻な課題が今、そこにあり、解決に資する先例は「進んだ欧米」にもない。地球温暖化などのグローバルな課題解決の鍵は、庶民は紙と木の住宅に住み、排泄物も肥料として使うなど、今流に言えばエコライフを実践していた我が国の江戸時代にあるのかもしれない。

加えて外には北朝鮮や中国の脅威、America First.など、これまでは「ご無理ごもっとも」と、頭を低くしてやり過ごしてきた国際関係対応の常套手段が通じなくなってきており、タフ・ネゴシエーターの育成こそが外交・防衛・経済のいずれの分野にも強く求められる国際情勢の中に我が国はある。外国との交渉の際、国益をしっかりと主張し相手と渡り合うには、自国に対する謂われなき加害者意識はマイナスでしかない。真のグローバル人材の育成には、事実に基づいた近現代史の学習、即ち、「東京裁判史観」の払拭が避けて通れない所以である。

「未来に生きる子ども達」の教育を考えるには、理念や主義・主張ではなく、徹底したリアリズムに基づく分析と対応に軸足を置かなければ、人材が唯一の資源である我が国の将来における存立さえ危ぶまれる。



7 まとめ

「教育は国家100年の計」とも言われるように、教育を受けている子どもが成人し、社会

で重要な地位を占め活躍するのに一定の期間を要するので、経済施策などの他の行政施策と異なり、教育施策は評価するには少なくとも30年、40年単位の時間の経過を要する。そして、当然のことながら、結果が出た時には、その企画・立案に携わった文科省のスタッフは他の部署に異動し、例え、それが失策であることが判明したとしても責任の問われようがない。

しかしながら、そうであることが、教育施策が担う社会的な責任を免除することにはならないことは、教育の「人格の完成を目指し、社会に有為な人材を育成する。」という本質に鑑みれば自明の理であろう。それを誤れば我が国の人材は弱体化・枯渇し、力強い外交やバランスの取れた貿易も見込めず、国益は毀損され、国家は弱体化し、あらゆる生活の基盤に累が及ぶ。引いては個人の幸福や安寧の追求が阻害されるに至ることに、教育施策に携わる者は、もっと敏であって然るべきである。

そして何よりも教育行政に携わる者だけに我が子の教育を全面的に委ねるのではなく、我が国の将来や世界の情勢に思いを至し、我が子の資質・能力・適性を見定め、どのような生きる力を身に付けさせてやればよいのかを真剣に考えることが、例え迂遠であっても、今日、そしてこれからの教育行政の視点を的確に定めることに繋がっていくことを、一人ひとりが自覚することが求められているのであろう。

参考資料

- 1 文部科学省「審議のまとめ」(平成28年8月26日)
- 2 「米国教育使節団報告(第一次)」(昭和21年11月31日)
- 3 「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」(グローバル人材育成推進会議2011年6月)
- 4 文部科学省「英語教育の在り方に関する有識者会議報告書別添資料」(平成26年9月)
- 5 文部科学省「通級による指導実施状況調査」(平成25年5月1日)
- 6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- 7 経済財政諮問会議「平成26年版高齢社会白書」(平成25年)